

令和8年度
宇都宮市一般廃棄物処理実施計画
(案)

宇都宮市

－ 目 次 －

はじめに

1	一般廃棄物処理実施計画について	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画期間	2
(3)	対象区域	2
第1章	ごみ処理実施計画	3
1	基本指標の目標値	3
2	一般廃棄物の排出状況等	4
(1)	排出量	4
(2)	資源化量	5
(3)	最終処分量	6
3	施策事業の取組	6
(1)	《基本方針1》発生抑制・再使用の促進	7
(2)	《基本方針2》資源循環利用の推進	10
(3)	《基本方針3》適正な処理の推進	12
4	収集運搬・中間処理・最終処分体制	15
(1)	収集運搬体制	15
(2)	中間処理体制	20
(3)	最終処分体制	21
第2章	生活排水処理実施計画	24
1	基本指標の目標値	24
2	施策事業の取組	25
(1)	《基本方針1》生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	25
(2)	《基本方針2》し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	27
3	収集運搬・中間処理・最終処分体制	28
(1)	収集運搬体制	28
(2)	中間処理体制	29
(3)	最終処分体制	29

1 一般廃棄物処理実施計画について

(1) 計画の目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物処理法施行規則第1条の3の規定に則り、年度ごとに策定し、本市の一般廃棄物処理基本計画（令和8年2月策定）に基づいて、令和8年度におけるごみ減量及び資源化、処理処分等について、必要な事項を定めるものである。

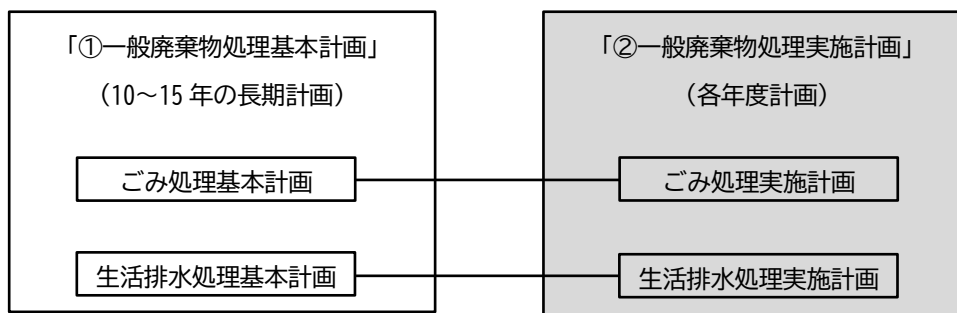
本計画に掲げた取組を着実に推進することで、SDGsの目標の達成に貢献し、脱炭素を見据えた持続可能な循環型社会の形成を目指す。

- 根拠法令 ○廃棄物処理法第6条第1項
- 廃棄物処理法施行規則第1条の3

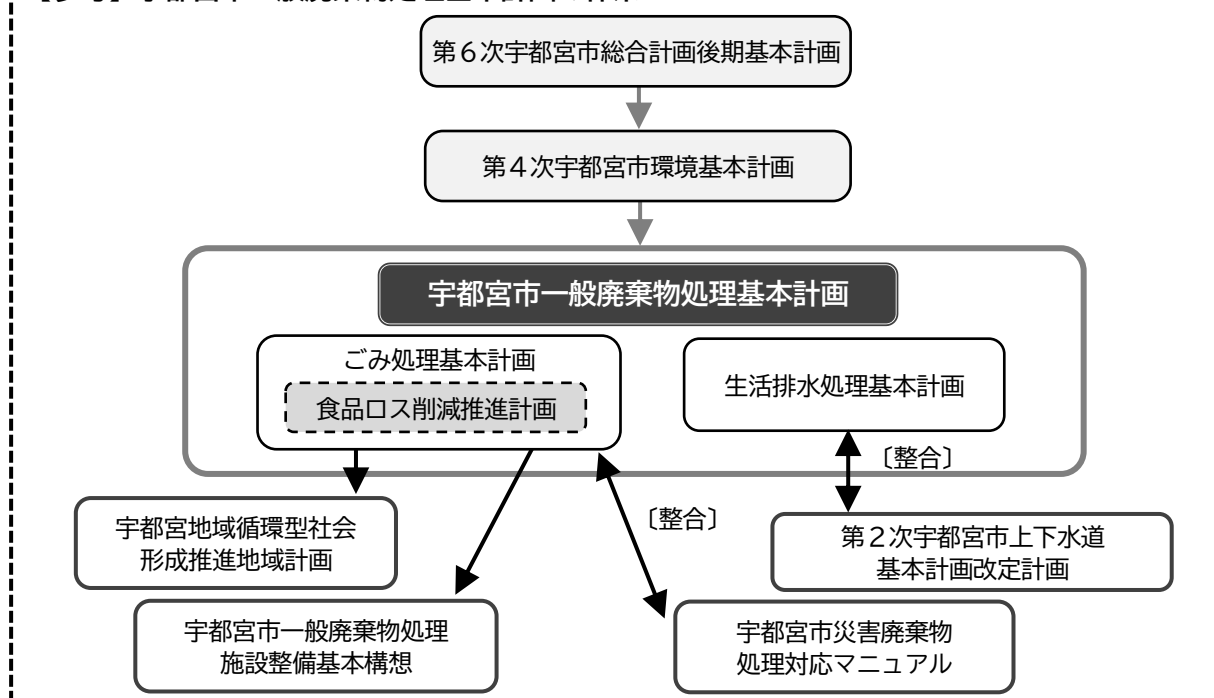
【一般廃棄物処理計画の構成】

一般廃棄物処理計画は、

- ①10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理**基本**計画）
- ②基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理**実施**計画）から構成される



【参考】宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の体系



【本計画と関係が深いSDGsの目標】

- 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12 つくる責任 つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- 目標 14 海の豊かさを守ろう
- 目標 15 陸の豊かさも守ろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 対象区域

宇都宮市全域

第1章 ごみ処理実施計画

1 基本指標の目標値

ごみ処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

家庭から出るごみについて、人口の変化に左右されず、市民一人ひとりの3Rの取組効果を評価できる。

【基本指標2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）

事業者から出るごみについて、個々の事業所規模に左右されず、事業者全体における3Rの取組効果を評価できる。

【基本指標3】 最終処分量（埋立量）

3Rの取組によるごみの減量・資源化効果と中間処理後の資源化の効果を評価できる。

※進捗傾向・・・基準値と短期目標とを比較し見込値の目標達成に向けた進捗状況を表すもの

※単年度の達成度の考え方

・ 増進型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）×100（%）

・ 減進型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）×100（%）



A:100%以上,
B:70%以上100%未満
C:70%未満

【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g／人・日）

R6 (基準値)		R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
524	目標値	512	501	496	490	485

【基本指標2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）（t／年）

R6 (基準値)		R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
39,181	目標値	37,900	37,500	36,900	36,400	35,800

【基本指標3】 最終処分量（埋立量）（t／年）

R6 (基準値)		R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
17,885	目標値	17,500	17,100	16,800	16,500	16,200

2 一般廃棄物の排出状況等

(1) 排出量

令和8年度における区分ごとのごみ排出量は、下表のとおりとする。

ア ごみと資源物

(単位：t/年)

区 分		令和6年度 実績値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値	
家 庭 系	資 源 物 以 外	焼 却 ご み	92,928	89,815	87,519
		不燃・危険ごみ	2,723	2,419	2,273
		粗 大 ご み	2,259	2,132	2,211
		小 計	97,910	94,366	92,003
	資 源 物	ペットボトル	2,109	2,052	2,037
		び ん 缶 類	5,262	4,692	4,381
		プラ・白色トレイ	3,278	3,320	3,260
		紙 布 類	9,668	9,074	8,602
		小 計	20,318	19,138	18,280
	家 庭 系 計		118,228	113,504	110,283
事 業 系	資 源 物 以 外	焼 却 ご み	38,780	37,395	37,401
		不燃・危険ごみ	254	321	319
		粗 大 ご み	147	98	90
		小 計	39,181	37,814	37,810
	資 源 物	ペットボトル	16	28	35
		び ん 缶 類	386	348	314
		プラ・白色トレイ	6	6	6
		紙 布 類	223	186	177
		小 計	631	568	532
	事 業 系 計		39,811	38,382	38,342
家 庭 系 + 事 業 系	資 源 物 以 外	焼 却 ご み	131,708	127,210	124,920
		不燃・危険ごみ	2,977	2,740	2,592
		粗 大 ご み	2,405	2,230	2,301
		小 計	137,091	132,180	129,813
	資 源 物	ペットボトル	2,125	2,080	2,072
		び ん 缶 類	5,648	5,040	4,695
		プラ・白色トレイ	3,284	3,326	3,266
		紙 布 類	9,891	9,260	8,779
		小 計	20,949	19,706	18,812
	家 庭 系 + 事 業 系 計		158,039	151,886	148,625
集 団 回 収		4,585	4,381	4,381	
廃 食 用 油		32	36	36	
インクカートリッジ		1	1	1	
使用済小型家電		78	83	82	
剪 定 枝		950	1,001	1,051	
羽 毛 布 団		10	6	6	
総 排 出 量		163,695	157,394	154,182	

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

※見込値は令和7年12月末までの実績を基に推計したものの。

イ その他の一般廃棄物

区 分	令和6年度 実績値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
胞衣汚物	958 kg	460 kg	879 kg
動物の死体	3,466 頭	3,589 頭	3,578 頭

※見込値は令和7年12月末までの実績を基に推計したものの。

(2) 資源化量

令和8年度における区分ごとの資源化量は、下表のとおりとする。

(単位：t/年)

区 分	令和6年度 実績値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
リサイクルプラザ	5,470	4,963	4,537
ペットボトル	1,502	1,501	1,500
金属類（破碎・プレス）	3,081	2,794	2,533
ガラス類（カレット）等	887	668	504
エコプラセンター下荒針	2,320	2,565	2,837
プラスチック製容器包装	2,316	2,558	2,824
白色トレイ	4	7	13
株エスケーシー	9,774	9,250	8,754
紙布類	9,774	9,250	8,754
焼却処理後	1,821	1,296	1,323
焼鉄	197	194	191
熔融メタル	283	272	261
エコスラグ（熔融スラグ）	1,341	830	871
蛍光管・乾電池	35	40	46
集 団 回 収	4,585	4,381	4,881
廃 食 用 油	32	36	36
インクカートリッジ	1	1	1
小型家電製品	78	83	82
剪定枝	950	1,001	1,051
羽毛布団	10	6	6
合 計	25,076	23,622	23,554

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

※見込値は令和7年12月末までの実績を基に推計したものの。

(3) 最終処分量

令和8年度における区分ごとの最終処分量は、下表のとおりとする。

(単位：t/年)

区分	令和6年度 実績値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
排出量	163,695	157,394	154,182
最終 処 分 量	不燃残渣	4,353	4,100
	焼却主灰	6,271	5,270
	ばいじん	4,759	4,574
	熔融スラグ	2,502	3,188
	計	17,885	17,192
			16,640

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

※見込値は令和7年12月末までの実績を基に推計したもの。

3 施策事業の取組

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画では、3つの基本指標の達成を目指すため、3つの基本方針のもと、7つの基本施策と24の施策事業を展開しており、その実現に向けて令和8年度は以下のような取組を実施する。

また、近年のごみの減量・資源化意識の高まりを活かし、「サーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進」や「食品ロス削減の推進」など、各基本方針を横断する取組により、効果的に市民・事業者の意識醸成・行動変容の促進を図る。

(1) ≪基本方針1≫ 発生抑制・再使用の促進

ア【基本施策1-1】意識醸成・行動変容の促進

○取組指標 分別講習会と出前講座の開催回数(回)

R6 (基準値)		R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標値)
57	目標値	75	75	75	75	75

○取組内容

施策事業	取組内容
1 脱炭素・3R普及啓発の推進	<p>3Rの更なる普及啓発に向け、各種講座・イベント等の開催や社会科補助教材等の効果的な活用など、様々な機会・媒体を活用し、幅広い世代や外国人居住者など情報の届きにくい方への意識醸成・行動変容を促進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた環境出前講座の開催【拡充】 ○みやエコ・アクション・ポイント事業※の普及 ※カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしい行動に対してポイントを付与 ○社会科補助教材等を活用した子ども向け3Rの普及啓発
2 リサイクル推進員活動支援の推進	<p>研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等により、地域のごみ問題の解決や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成や活動を支援する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修会・施設見学会などによるリサイクル推進員の育成 ○情報紙「みやくるりん」の発行による活動支援 ○リサイクル推進員主体の分別講習会等の開催支援
3 エコショップ等の普及促進	<p>3Rに積極的に取り組む小売店、飲食店を「エコショップ」、 「エコレストラン」として認定することにより、事業系ごみの減量・資源化を図るとともに、市のホームページ等を通じて認定店による3Rの取組を紹介し、市民や事業者の3Rの実践と定着を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エコショップ等の認定 ○エコショップ等認定店の認知向上・活性化 ○食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信【拡充】

イ【基本施策1-2】発生抑制（リデュース）の促進

○取組指標 市が実施したフードドライブの参加者数（人）

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標値)
855	目標値	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
4 食品ロス発生抑制の推進	<p>様々な機会・媒体を活用した周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者と連携した食べ切り・使い切りの推進により、食品ロスの削減を図る。フードドライブの活用やフードシェアリングの利用促進により、家庭系・事業系食品ロスの発生抑制を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フードドライブの実施 ○エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及 ○災害用備蓄食品の有効活用 ○事業所への戸別訪問指導 ○食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信（再掲）
5 家庭系生ごみ削減の推進	<p>食品ロス削減の取組の推進と併せて、排出段階における水切り徹底の励行や、生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進により、家庭系生ごみの削減を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生ごみの水切り排出の徹底 ○家庭用生ごみ処理機の購入費助成
6 プラスチックごみの発生抑制の推進	<p>プラスチックと上手に付き合う活動「プラスチック・スマート」の普及啓発により、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、事業者と連携した過剰包装の抑制・替替商品の利用促進など、プラスチックごみの発生抑制を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プラスチックとの上手な付き合い方など「プラスチック・スマート」の普及啓発 ○事業所への戸別訪問指導（再掲）
7 ごみ有料化等の検討	<p>本市のごみ排出状況やごみ処理費用、社会経済情勢等を踏まえながら、他都市の導入状況調査や本市が有料化を導入した場合における効果等を検証する。事業系ごみ手数料について、排出者責任の観点から処理原価等に合わせた見直しに向け、調査・研究する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都市の有料化導入・事業系ごみ処理手数料に係る状況等の調査 ○本市有料化導入時における効果の検証【拡充】

ウ【基本施策1-3】再使用（リユース）の促進

○取組指標 再生品（リユース品）の提供数（件）

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標値)
196	目標値	250	250	250	250	250

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
8 不要品のリユースの利用促進	<p>リユースガイドや3R月間などを活用した民間リユースショップ・フリマアプリ等の周知や、民間事業者と連携した普及啓発により、不要品のリユースの利用促進を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リユースガイドの作成・活用 ○3R推進月間を活用したリユースの普及啓発 ○民間事業者と連携したリユースの普及啓発
9 粗大ごみ等のリユースの推進	<p>清掃工場に持ち込まれた利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することにより、リユースを推進する。</p> <p>また、更なるごみの減量に向け、粗大ごみのリユースなど新たな品目のリユース方策について調査・研究する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境学習センターにおける家具・自転車の再生品の提供 ○粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験【拡充】 ○粗大ごみ等リユースに向けた調査・研究

(2) ≪基本方針2≫資源循環利用の推進

ア【基本施策2-1】分別徹底の促進

○取組指標 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数（ダウンロード）

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標値)
64,189	目標値	76,000	82,000	88,000	94,000	100,000

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
10 分別強化の推進	<p>焼却ごみの中には依然として資源物等（プラスチック製容器包装・紙類・剪定枝）が混入していることから、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組後に排出されるごみの分別について、市民・行政の協働による「わかりやすい分別呼称の選定」などにより、更なる分別の協力や分別精度の向上を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別講習会の開催 ○ごみ分別アプリの普及等による情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知【拡充】
11 プラスチック製品の分別の推進	<p>現在焼却ごみとしているプラスチック製品の分別収集に係る周知を行い、分別の定着・徹底による更なるごみの減量・資源化、CO₂排出量の削減を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック製品の分別収集に係るあらゆる機会・媒体を活用した周知啓発の徹底【新規】 ○事業所への戸別訪問指導（再掲） ○プラスチック製品資源化に向けたエコプラセンター下荒針の設備改修工事

イ【基本施策2-2】再資源化（リサイクル）の推進

○取組指標 剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量（t）

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標値)
4,234	目標値	4,200	5,200	5,200	5,200	5,200

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
12 資源物の分別徹底等による資源化の推進	<p>プラスチック製容器包装や今後資源化を予定しているプラスチック製品の分別徹底を推進するとともに、清掃工場に持ち込まれた剪定枝や羽毛布団、家庭から排出される食用油等の拠点回収事業により資源化を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○剪定枝・羽毛布団の資源化 ○廃食用油・小型家電・インクカートリッジの資源化 ○廃棄物処理施設における熱エネルギーの有効利用
13 食品廃棄物の資源化の推進	<p>食品ロス削減の取組後に排出される食品廃棄物について、家庭用生ごみ処理機の利用拡大や事業所への個別訪問指導時の周知啓発などにより資源化を推進するとともに、公共施設から排出される食品廃棄物の資源化について調査・研究する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収（再掲） ○生ごみ処理機の購入費助成（再掲） ○事業所への戸別訪問指導（再掲） ○学校給食残渣等生ごみの資源化に向けた調査・研究
14 資源物集団回収の推進	<p>地域における資源物の集団回収活動を推進して、地域コミュニティの活性化やごみの減量・資源化を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資源物回収活動の活性化 ○指定回収事業者への補助
15 新たな資源循環利用の検討	<p>品目の特性に応じた資源化の可能性について、新たな資源循環利用・再資源化の高度化に向けた調査・研究を行う。</p> <p>また、事業者のごみの減量・資源化の取組について調査・研究し、好事例については市内事業への展開を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都市事例等の調査・研究 ○水平リサイクル・SAFなど先進技術等の調査・研究

(3) ≪基本方針3≫適正な処理の推進

ア【基本施策3-1】適正な収集・処理処分体制の推進

○取組指標 行政収集及び工場搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合(%)

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標値)
100	目標値	100	100	100	100	100

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
16 ごみステーションの維持管理支援の推進	<p>自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会・集合住宅管理者等への周知啓発 ○GISを活用した効率的な問い合わせ対応
17 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進	<p>作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保する。</p> <p>また、市民ニーズや人口・社会情勢の変化、先進技術の動向を踏まえながら、安定かつ効率的・効果的な収集運搬体制を確保する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収集運搬業者への研修会・意見交換会の実施 ○ふれあい収集の実施 ○粗大ごみ有料個別収集へのキャッシュレス決済の導入【新規】 ○デジタルの活用など効率的な収集方法の調査・研究
18 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進	<p>ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各中間処理施設の各種機器類の点検・整備の実施 ○環境等にかかる各種基準の遵守 ○最終処分場における適正な管理・運営の実施 ○市ホームページにおける施設の情報公開、施設見学者等の受け入れ

<p>19 火災対策の推進</p>	<p>火災の原因となり得る危険物の分別徹底を図るとともに、廃棄物処理施設においては、先進技術を踏まえた火災対策設備の導入を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電池類やスプレー缶など危険物の分別・排出方法の徹底に向けた周知啓発 ○リサイクルプラザ・エコプラセンター下荒針における火災対策設備の機能追加【新規】
<p>20 クリーンパーク茂原再整備の推進</p>	<p>ごみ焼却による熱エネルギー等を最大限活用するなど、環境にも配慮しつつ本市に適したごみ焼却施設の整備を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次期ごみ焼却施設整備に向けた検討, 現地調査の実施【新規】
<p>21 災害廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>災害時に発生する災害廃棄物に迅速かつ適切に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築等、収集から処分までの一貫した体制を整備する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物仮置場リストの更新 ○災害に備えた研修等の実施 ○災害発生時の迅速な対応

イ【基本施策3-2】適正な排出指導・監視の推進

○取組指標 事業所への戸別訪問指導の実施率（％）

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標値)
100	目標値	100	100	100	100	100

○取組内容

施策事業	取組方針・内容
22 事業系ごみの適正処理の推進	<p>ごみの多量排出事業者に対する戸別訪問指導を計画的に実施するとともに、清掃工場に搬入されたごみの展開調査等に基づく指導・監視を強化するなど、不適正ごみの搬入防止を図り、事業系ごみの適正処理を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所への戸別訪問指導（再掲） ○展開調査（搬入・排出指導）結果等に基づく指導・監視の強化【拡充】 ○産廃排出者向け講習会（県共催）の開催
23 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進	<p>パトロール・カメラの設置による監視や地域における監視・清掃活動の支援により、地域の良好な環境保全を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視パトロールによる巡回監視 ○監視カメラによる定点監視 ○地域住民等の監視・清掃活動への支援
24 きれいなまちづくりの推進	<p>「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく巡回指導に加え、ごみのポイ捨て防止等について、様々な機会等を活用した効果的な周知啓発により、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導員の巡回による指導や警告，過料徴収の実施 ○指導員等による夜間巡回の実施 ○樹木繁茂・ごみ屋敷の適正管理指導 ○ポイ捨て防止合同パトロールの実施

4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

家庭ごみについては、市の業務委託による収集運搬を基本とし、事業者から排出される一般廃棄物や市の業務委託で対応できない家庭からのごみについては、排出者による自己搬入や排出者から許可業者への委託による収集運搬とする。

また、本市における一般廃棄物収集運搬業の許可の運用については、既存の許可業者による一般廃棄物の収集運搬が困難な状況にないことから、環境省通知等を踏まえ、原則、新規許可を制限する。

※ 平成 26 年 10 月 8 日 環廃対発第 1410081 号

ア 収集運搬等

(ア) 家庭系ごみ

本市の分別収集区分の 5 種 14 分別に基づき、次の体制で行う。

ごみ・資源物の種類		収集運搬		
		回数	排出方法	収集方法
焼却ごみ		週 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは、よく水を切る。 ・紙おむつの汚物は取り除く。 	ステーション方式
不燃ごみ		週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・中身が入っている塗料缶などは、空にする。 ・傘などの棒状のもの（1m まで）はひもで束ねる。 ・電池・電球等は取り外して危険ごみに出す。 	
危険ごみ	電池類	週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・電極をセロハンテープ等で絶縁する。 	
	その他危険ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯や電球は割れないようにする。 ・ライターやスプレー缶は、ガスがなくなるまで使い切る。またスプレー缶は、風通しの良い屋外などで穴をあける。 ・刃物類の刃の部分は、紙やぼろ布で包む。 	
粗大ごみ		随時	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等で、直接清掃工場に搬入する。 ・戸別有料収集（1 点 840 円、1 回 5 点まで）は、粗大ゴミ受付センターに事前予約し、指定された収集日の午前 8 時 30 分までに指定場所に置く。 	自己搬入 ・ 戸別方式 (有料)
資源物	新聞	週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで十文字にしぼる。 	ステーション方式
	ダンボール		<ul style="list-style-type: none"> ・粘着テープなどの異物を取り除き、たたんで一枚でもひもで十文字にしぼる。 	
	雑誌, その他の紙		<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで十文字にしぼる。(雑誌) ・異物を取り除き、紙袋に入れてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。(その他の紙) 	
	紙パック		<ul style="list-style-type: none"> ・水洗いし、切り開き、乾燥させてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。 	
	布類		<ul style="list-style-type: none"> ・洗って、乾燥させる。 ・雨の日は排出しない。 	

	びん缶類		・キャップを取り除き、水洗いする（割れたびんも可）。	
	ペットボトル		・キャップ、ラベルをはずしてすすぐ。 （キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）	
	白色トレイ		・水洗いし、乾燥させる。	
	プラスチック製容器包装		・汚れを取り除く。 ・ボトルのキャップやポンプなどは外して一緒に出す。	
拠点回収等				
廃食用油	—		・所定の回収ボックスに入れる。 ・使用済油は軽くこしてから、ペットボトルなどキャップのある容器に入れる。 ・未開封の油は、そのまま封を開けない。	拠点回収
使用済小型家電	—		・所定の回収ボックスに入れる。（幅 50cm×高さ 15cm×奥行 30cm 未満） ・個人情報を含むデータは、削除する ・電池・電球等は取り外して危険ごみに出す。（取り外せない場合は電池がついたまま回収ボックスに入れる）	拠点回収 ・ ピックアップ回収
インクカートリッジ	—		・所定の回収ボックスに入れる。	拠点回収
剪定枝	—		・太さ 10cm, 長さ 2.5m 以内	拠点回収
羽毛布団	—		・布団カバーを外して出す。	拠点回収
その他				
動物死体	随時		・丈夫な袋又はダンボール箱に入れる。	戸別方式 ・ 自己搬入 （有料）

（イ） 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、排出者による自己搬入や一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による搬入とする。

なお、令和 7 年 12 月末現在の収集運搬業許可業者数は、156 者であり、適正処理が確保されている。

イ ごみステーション

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適正な維持管理が行われるよう支援する。

なお、令和7年12月末現在のごみステーションの設置数は、17,967か所である。

ウ ふれあい収集事業

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

なお、令和7年12月末現在の収集対象世帯数は、869世帯である。

エ ごみの適正排出の徹底

ごみステーションを利用する場合は、ごみ種別ごとに分別し、決められた曜日に午前7時又は8時30分（一部地区を除く。）までに排出する。排出者及び許可業者が、市の処理施設に搬入する場合は、ごみ種別ごとの排出方法に準じて搬入する。

「焼却ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ（電池類）」、「危険ごみ（その他の危険ごみ）」、「布類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」は、透明又は半透明のポリ袋に入れる。

オ 収集しないごみと処理方法

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき再生利用等が義務付けられている，エアコン，テレビ（ブラウン管式，有機EL，液晶式，プラズマ式），冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機については，資源化を進めていくため，違法業者による回収や不法投棄の抑制，啓発や処理方法の周知等を行う。

※資源有効利用促進法に基づく電池類の回収・処理は引き続き製造事業者等での引き取りを優先とする。

区分	例示	処理方法
家電リサイクル法対象製品	テレビ，エアコン，冷蔵庫，冷凍庫，洗濯機，衣類乾燥機	法に基づき，製造業者等が引き取る。
粉塵爆発の恐れがあるもの	大量の粉状のもの（小麦粉，たばこ葉くずなど）	処理可能な許可業者へ委託するなど，適正に処理する。
感染性のあるもの	注射針，血液が付着したガーゼ等（家庭から排出される医療行為に伴う廃棄物で感染のおそれがあるもの）	感染性廃棄物処理マニュアルに従い，医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	農薬，薬品類	販売店による引き取り，処理可能な許可業者へ委託するなど，適正に処理する。
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ，バッテリー，消火器，火薬	
引火性のあるもの	溶剤，塗料，ガソリンや灯油等の揮発性の液体	
悪臭を発するもの	汚物，汚泥	
上記のほか，市が処理を行うことが困難であるもの，又は処理施設の機能に支障を生じるもの	自動車用タイヤ，スプリング入りマットレス・ソファー，ピアノ，畳，建築廃材，組立式物置，流し台，洗面台，ボイラー，浴槽，温水器，浄化槽，便器，ドラム缶，コンクリート片，耐火金庫，瓦，オートバイ（部品含む），自動車（部品含む）等	

カ 資源物持ち去りの防止対策

次の取組により，資源物持ち去りの防止に努める。

- ・監視パトロールの実施
- ・常習者に対する警告，禁止命令，告発

キ ごみの持ち込み先

	家庭系ごみ						事業系ごみ		
	ごみ			資源物			粗大 ごみ(焼却・危険・不燃)	布類 紙類(紙パックも含む)	プラスチック製容器包装 白色トレイ
	焼却ごみ	危険・不燃ごみ	粗大ごみ	びん・缶類 ペットボトル	白色トレイ	プラスチック製容器包装			
クリーンパーク 茂原	○	○	▲	○	▲	×	▲	×	×
クリーンセンター 下田原	○	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	×
(株)エスケーシー	×	×	×	×	×	○	×	○	×
エコプラセンター 下荒針	×	×	×	×	○	×	×	×	○

【凡例】○：持ち込み可能

▲：持ち込み可能（数量，種類に制限あり）

×：持ち込み不可

ク 不法投棄ごみ

公共用地における不法投棄事案については，投棄者が特定できない場合には，拡大防止のため，市が速やかに投棄物を回収し処分する。

なお，令和7年12月末現在の不法投棄発生（認知）件数は235件であり，不法投棄事案の解決率は，98.3%（解決：231件）である。

(2) 中間処理体制

中間処理体制については、現行の焼却施設や資源化施設における適正な処理体制を継続する。

ア 中間処理体制

区分		処理方法	処理主体	上三川町 旧石橋地区※						
焼	却	ごみ	安定化，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○					
不	燃	ごみ	破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○					
危 険 ご み	蛍	光	灯	切断等	直 営	○				
	電	池	類	資源化のため選別	直 営	○				
	そ	の	他	資源化のため金属類選別	直 営	○				
粗 大 ご み	可	燃	性	破碎後，減容化及び熱回収のため焼却※	直 営	○				
	不	燃	性	破碎後，資源化のため金属類を選別	直 営	○				
	紙	布	類	資源化のため選別，圧縮，梱包	委 託	×				
	紙	パ	ツ		ク	直 営	○ (上三川町のみ)			
	び	ん	缶	類						
	ペ	ット	ボ	トル						
	プ	ラスチック製	容器	包装・白色トレイ						
	廃	食	用	油	資源化のため選別，ろ過	民 間	×			
	使	用	済	小	型	家	電	破碎後，資源化のため金属類の選別	民 間	×
	剪	定	枝		資源化のため破碎	委 託	○			
胞	衣	汚	物	斎場において焼却	直 営	×				
動	物	の	死	体	焼却	委 託	×			

※ 旧石橋町区域については、令和5年度より家庭系ごみの直接搬入のみ

※ 羽毛布団については、資源化のため一部選別

イ 施設の概要

(ア) 焼却施設の概要

名 称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
所 在 地	下田原町 3435 番地	茂原町 777 番地 1
焼却炉の種類	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処 理 能 力	95t×2 炉=190t/日	130t×3 炉=390t/日

(イ) 資源化施設の概要（資源物（びん缶類・ペットボトル）・不燃ごみ等）

名 称	リサイクルプラザ
事 業 主 体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市茂原町 777 番地 1
仕 様	選別方法：機械選別+手選別
処 理 能 力	135t/5h

(ウ) 資源化施設の概要（白色トレイ・プラスチック製容器包装）

名 称	エコプラセンター下荒針
事 業 主 体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市下荒針町 2678 番地 176
仕 様	破袋，選別，圧縮梱包
処 理 能 力	36t/6h

(エ) 資源化施設の概要（廃食用油）

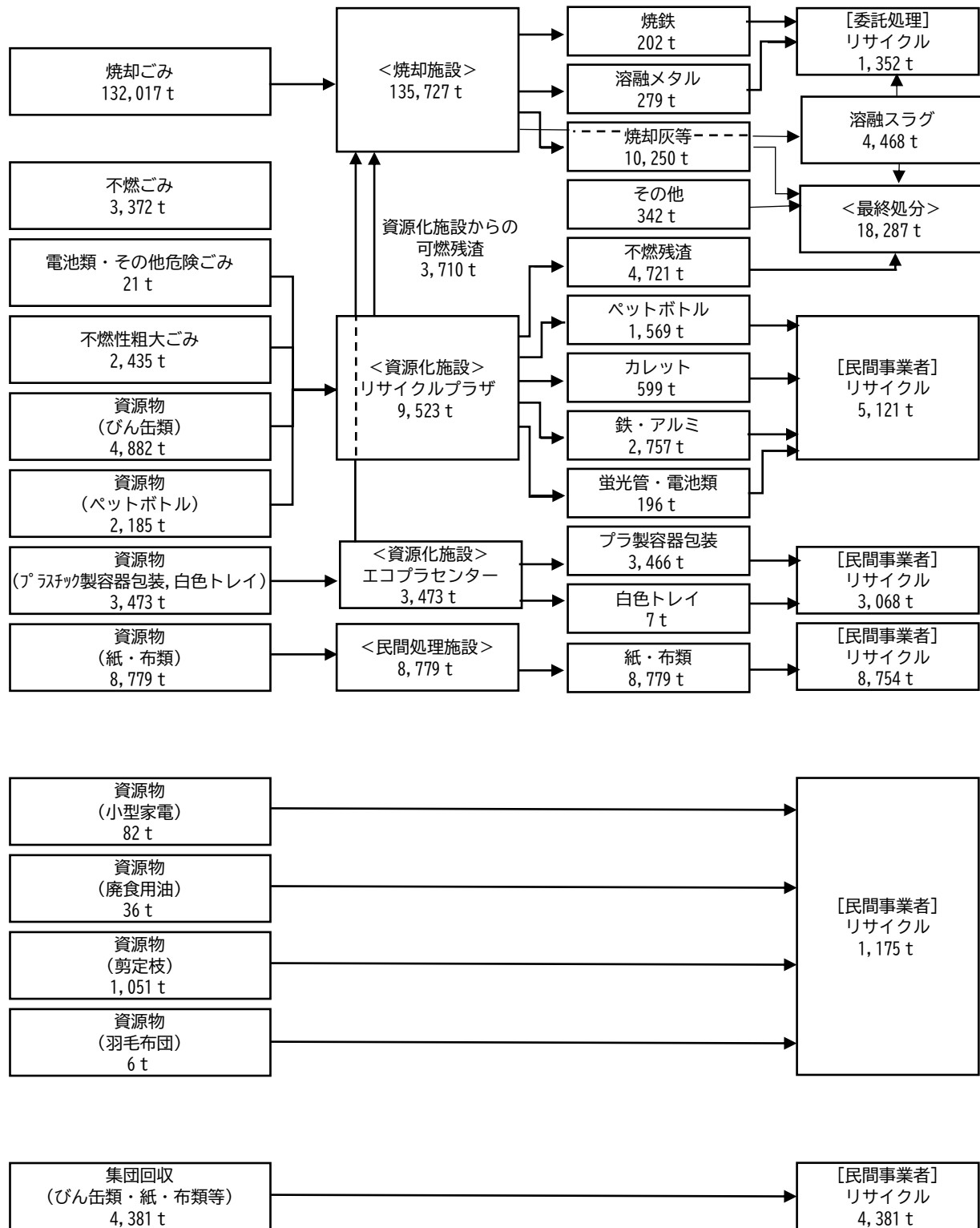
名 称	廃食用油資源化施設
事 業 主 体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市屋板町 330 番地
仕 様	選別，ろ過

(3) 最終処分体制

ア 最終処分場の概要

名 称	エコパーク下横倉
所 在 地	宇都宮市下横倉町 532 番地
埋 立 面 積	約 2.6ha
埋 立 容 量	約 290,000 m ³
計 画 期 間	2021（令和 2）年度～2035（令和 17）年度

(4) 広域の処理量・処分量 (令和8年度計画値)



(5) 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の処理は自区内処理を原則としているが、適正処理の推進や環境負荷の軽減のため、上三川町及び下野市石橋地区からの搬入や他市への搬出について、周辺市町との調和を図りながら区域外処理を実施・検討する。

(6) 災害廃棄物処理

地震や集中豪雨等の自然災害により発生する災害廃棄物は、「宇都宮市地域防災計画」等に基づき迅速に対応する。被災状況を踏まえ、市内・他市町・民間事業者等と連携し、災害廃棄物の収集運搬・仮置場等の開設運営・災害廃棄物等の処理処分を適切かつ安全に実施する。

平時においては、人材の確保と体制の整備・資機材の調達方法の検討・防災訓練・研修等に取り組む。

第2章 生活排水処理実施計画

1 基本指標の目標値

生活処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

【基本指標】 生活排水処理率

「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口」が行政人口に占める割合であり、生活排水処理施設の整備や接続促進の取組により生活排水処理施設に接続され、生活排水が衛生的に処理されている状況を評価できる。

※進捗傾向・・・基準値と短期目標とを比較し見込値の目標達成に向けた進捗状況を表すもの

※単年度の達成度の考え方

・ 遡増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）×100（%）

・ 遡減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）×100（%）

➡ A：100%以上、
B：70%以上100%未満
C：70%未満

【基本指標】 生活排水処理率（%）

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標)
97.0	目標値	97.4	97.6	97.7	97.9	98.1

2 施策事業の取組

生活排水処理基本計画では、基本指標の達成を目指すため2つの基本方針のもと、5つの基本施策と7つの施策事業を展開しており、その実現に向けて令和8年度は以下のような取組を実施する。

(1) ≪基本方針1≫生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

ア【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進

○取組内容

施策事業	取組内容
<p>1 公共下水道の整備推進</p>	<p>公共下水道事業計画区域において、未処理の生活排水が河川等に放流されるのを防止するため、関連事業である土地区画整理事業等との連携により、未整備地区の計画的な整備を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業地内における公共下水道の整備 (宇都宮大学東南部第2, 鶴田第2, 築瀬, 小幡・清住, 岡本駅西) ○河内地区における公共下水道の整備 (川俣町, 白沢町 等) ○上河内地区における公共下水道の整備 (中里町, 下小倉町 等)
<p>2 合併処理浄化槽の整備推進</p>	<p>浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽設置補助制度の実施 ○生活排水の適正処理の必要性及び設置補助制度に関する周知啓発（広報紙掲載, ミヤラジ出演） ○清掃業者, 保守点検業者と連携した設置補助制度に関する周知啓発（戸別訪問）

イ【基本施策1-2】生活排水処理施設への接続促進

○取組指標 生活排水処理率 (%)

R 6 (基準値)		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 (短期目標)
97.0	目標値	97.4	97.6	97.7	97.9	98.1

○取組内容

施策事業	取組内容
3 生活排水処理施設への接続推進	<p>公共用水域の水質向上・保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する戸別訪問及び周知啓発などにより、接続促進を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道新規整備地区における戸別訪問による事前説明の実施（川俣町，下小倉町 等） ○効果的・効率的な戸別訪問先の選定・指導の実施（浄化槽利用状況や訪問履歴の活用，休日臨戸訪問 等） ○関係機関や様々な広報媒体を活用した周知啓発（広報紙掲載，SNS発信，とちぎテレビデータ放送放映 等）

ウ【基本施策1-3】生活排水処理施設の適正管理

○取組指標 浄化槽法第11条検査受検率(%)

R6 (基準値)		R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
85.7	目標値	89.8	92.3	94.8	97.3	100

○取組内容

施策事業	取組内容
4 生活排水処理施設の統廃合等の推進	<p>ライフサイクルコストの低減を図るため、経済性や施設の老朽度、地域特性等を踏まえ、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合の推進や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化の検討に取り組む。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道接続に向けた基本設計・詳細設計の実施（豊郷台，上欠団地，ウッドユータウンみやのもり） ○生活排水処理施設の設備更新・修繕による長寿命化（上横倉，河内西部 等）
5 合併処理浄化槽の適正管理の推進	<p>合併処理浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、浄化槽法で定められている水質検査や、維持管理の実施について、的確な指導に取り組む。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定検査機関と連携した法定検査未受検者に対する受検啓発（通知文書の送付） ○広報媒体を活用した保守点検や清掃，法定検査に関する周知啓発（広報紙掲載，ミヤラジ出演）

(2) «基本方針2»し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

ア【基本施策2-1】最適な収集運搬の維持

○取組内容

施策事業	取組内容
6 最適な収集運搬の実施	<p>し尿については全市業務委託，浄化槽汚泥については許可業者による適正かつ安定した収集運搬を実施する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務委託による適正かつ安定したし尿の収集運搬の実施 ○許可業者による適正かつ安定した浄化槽汚泥の収集運搬の実施

イ【基本施策2-2】適正な処理の推進

○取組指標 し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率(%)

R6 (基準値)		R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
100	目標値	100	100	100	100	100

○取組内容

施策事業	取組内容
7 適正な中間処理・最終処分の実施	<p>中間処理施設及び最終処分場を適切に維持管理し、適正かつ安定した処理を実施する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常点検や定期点検による施設の適正な維持管理の実施 ○し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の実施 ○し渣の適正な処分の実施

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施する。収集運搬量の変動に注視しながら、適正かつ安定した収集運搬を実施する。

ア 収集運搬量（令和8年度見込み値）

(単位：kl/日)

区 分	収集運搬量
し 尿	10.6 kl/日
浄 化 槽 汚 泥	95.7 kl/日
合 計	106.3 kl/日

イ 収集運搬体制

区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	委託	市内全域	原則として 月1回	戸別収集
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

(2) 中間処理体制

収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施する。

なお、受入施設で濃度調整などの前処理を行った汚泥については、下水汚泥との一体処理を行い、肥料などの原材料に有効活用するとともに、処理過程で発生した消化ガスについては発電設備の燃料に活用する。

ア 処理施設の処理量（令和8年度見込み値）

（単位：kl/日）

区 分	処 理 量
し 尿	10.6 kl/日
浄 化 槽 汚 泥	95.7 kl/日
合 計	106.3 kl/日

イ 施設の概要

名 称	川田水再生センター
所 在 地	宇都宮市川田町240番地
施 設 名	浄化槽汚泥等受入施設
処 理 能 力	172.4 kl/日

(3) 最終処分体制

受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理した後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施する。